

多様な学生の学内トイレの利用に関する 基礎的環境整備の検討 ～広島大学の事例から～

新本万里子¹⁾, 山本 幹雄¹⁾, 坂本 晶子¹⁾, 大池真知子^{2,3)}
山崎 恵里¹⁾, 服巻 豊^{1,4)}, 吉原 正治⁵⁾

キーワード：多機能トイレ, 障害学生, トランスジェンダー, 社会的障壁 高等教育

Accessibility survey of multi-functional restroom on campus for students with disabilities and transgender ~ Case study of Hiroshima University

Mariko SHINMOTO¹⁾, Mikio YAMAMOTO¹⁾, Akiko SAKAMOTO¹⁾, Machiko OIKE^{2,3)}
Eri YAMASAKI¹⁾, Yutaka HARAMAKI^{1,4)}, Masaharu YOSHIHARA⁵⁾

Key Words: multi-functional restroom, students with disabilities, transgender, social barriers, higher education

I. はじめに

学校施設のバリアフリー化推進のため、大学の学内トイレについても多様な学生の利用に配慮した多機能トイレの整備が進められている。多機能トイレとは、車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのことである¹⁾。広島大学アクセシビリティセンターも、学内のバリアフリーマップを作成しHPに掲載するなど、多様な学生の利用に配

慮する取り組みを行ってきた。

アクセシビリティセンターでは、近年、車いす使用者から、多機能トイレを長時間使用している人がいて待たされた、障害者に見えない人が多機能トイレから出てきたという苦情を聞くようになった。トイレから出てきた人が障害者に見えなくても、その人が多機能トイレを使用しなければならぬ事情を抱えていた可能性はある。しかし、障害がない教職員や学生の中にも多機能トイレを使用している人はいると考えられる。

また、学内トイレについては、女性用のトイレから男性だと思われる人が出てきたという情報も

1) アクセシビリティセンター
2) ダイバーシティ研究センター
3) 大学院総合科学研究科
4) 大学院教育学研究科
5) 保健管理センター

1) Accessibility Center
2) Research Center for Diversity and Inclusion
3) Graduate School of Integrated Arts and Sciences
4) Graduate School of Education
5) Health Service Center

寄せられている。この情報については、男性がいたずら目的で女性用トイレに入っていたのか、それともトランスジェンダーの学生が入っていたのか確認できていない。トランスジェンダーとは、後述するように、身体的性と本人が自認する性別とにずれのある人を指す言葉である。社会的状況から考えれば、広島大学にもトランスジェンダーを含む性的マイノリティの学生や教職員は在籍していると考えられる。

障害のある学生や性的マイノリティの学生を含む多様な学生が、気持ちよく学内トイレを利用するためにはどのような環境整備が必要なのだろうか。身体に障害のある人や高齢者にとって、一般的なトイレには、車いすが回転できる十分な広さや手すりのある洋式便座、座ることのできるシートなどが無いという物理的障壁がある。一方、性的マイノリティにとっては、性別分離されているトイレが使用しにくいという社会的障壁がある。日本では、障害のある人の障壁に対しては、障害者用トイレを整備することで対応してきた。しかし、性的マイノリティの障壁に対しては、障害者用トイレを多機能化し、「だれでもトイレ」の名のもとに性的マイノリティをも吸収することで解消しようとしてきた。現在、多機能トイレの利用をめぐる、障害のある人や性的マイノリティを含む多様な利用者の間に問題が起きている。

障害のある人にとっては、一般的なトイレでは確保できない広さや手すりのある洋式便座などの設備が、多機能トイレに必要となる。また、それら設備とピクトグラム的一致も、多機能トイレの使いやすさという点から重要である。一方、性的マイノリティにとっては、性別によってトイレを選択する必要がないということが多機能トイレを利用しやすい理由となる。広島大学では、2019年12月に「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン」が制定され、2020年4月に適用された。このガイドラインの検討には、ダイバーシティ研究センターを中心にハラスメント相談室、保健管理センター、アクセシビリティセンターも関わった。その検討過程で、性的マイノリティの当事者から、多機能トイレが男女共用だとしても、その

近くにどちらか一方の性別のトイレや更衣室がある場合、多機能トイレを使用しにくいという情報も寄せられた。性的マイノリティの多機能トイレの使用には、性別を示すピクトグラムの他に一般的なトイレや更衣室との位置関係もトイレ選択時の重要な情報となっていると考えられる。

以上から本稿では、①設備、②ピクトグラム、③一般的なトイレ・更衣室との位置関係の3つを多機能トイレの基礎的環境とし、広島大学の多機能トイレの特徴を明らかにする。そして、障害のある学生と性的マイノリティの学生を含む多様な学生が、気持ちよく学内トイレを利用するためにはどのような基礎的環境の整備が必要なのかを検討する。

以下、Ⅱ節では、多機能トイレの整備の経緯から、多機能トイレへ利用者が集中するようになった理由を整理する。また、欧米のトイレの整備には障害の有無と性別という基準が並列して働いているのに対し、日本の多機能トイレの整備には、障害の有無という基準だけが強く働き、性別の基準は弱いことを述べる。Ⅲ節では、本学の学内トイレが基本的には「車いす使用者用便房」として整備され、その上で、特別なニーズのある学生が入ってきた時にその学生に対応する整備が行われてきたことを明らかにする。また、本学の学内トイレの整備にも、障害の有無という基準がまず働き、性別の基準は弱いという文化的背景が影響していることを明らかにする。最後にⅣ節で、障害のある学生と性的マイノリティの学生を含む多様な学生の学内トイレの利用を気持ちの良いものにするために、どのような基礎的環境の整備が必要なのかを検討する。

Ⅱ. 多機能トイレの整備と利用者が抱える問題

1. 多機能トイレの整備の経緯と利用者の集中

国土交通省は、高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」)を制定した²⁾。この法律の施行によっ

て、特定建築物に対する基準適合の努力義務が打ち出された。また、ハートビル法の立法作業と並行して、「高齢者・身体障害者の利用を配慮した設計建設基準」の検討が行われ、同じく1994年に発行された。この建設基準法の「便所・洗面所」の項目では、車いす使用者が使用可能な便所の基準寸法は標準的には200cm×200cm、改築等により制約がある場合には200cm×160cmとされている³⁾。

2002年には、ハートビル法の改正が行われた。その改正には、特定建築物の範囲の拡大や利用円滑化基準への適合の義務化が盛り込まれた。2003年に発行された「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計基準」では、便所・洗面所の設計の考え方に、「多機能便所」という表記が用いられた³⁾。

その後、2005年には「ユニバーサルデザイン政策大綱」がまとめられ、2006年にハートビル法と交通バリアフリー法が統合・拡充され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）が公布された⁴⁾。バリアフリー法には、「身体障害者」ではなく「障害者」という表記が用いられ、身体に障害のある人だけではなく、発達障害のある人や精神障害のある人も対象となっていることが示された。また、トイレにはオストメイト対応の設備の設置も追加され、「車いす使用者用便所」の多機能化が図られた。

さらに、「ユニバーサルデザイン政策大綱」のもと、地方自治体の中には、多機能トイレを「多目的トイレ」や「みんなのトイレ」、「だれでもトイレ」と呼び、子ども連れ用のおむつ換えシートやベビーチェア、高齢者や妊婦のためのベンチやベッド、洋服を着替えるための着替え台なども設置し、整備する動きが出てきた。このようなトイレは広く、衛生的できれいに作られている。広く衛生的で、「みんなのトイレ」や「だれでもトイレ」という名称でもあったため、障害のある人や子ども連れの人だけではなく、一般の人でも使用するようになった。

しかし、一カ所の多機能トイレに利用者が集中し、障害者が利用できないとの指摘もなされるよ

うになった。多機能トイレで着替えをしたり、化粧をしたりするなど、用をたすという目的とは異なることをする人が出てきたのである。

このため、国土交通省は、多様な利用者の円滑な利用に配慮したトイレ空間・配置計画のあり方について検討を行うために、2011年に多機能トイレ利用実態調査を行い、2012年にその報告書を提出した³⁾。この実態調査によると、車いす使用者のうち約94%が多機能トイレで待たされた経験があり、多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%が子ども連れ、約71%が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。そして、車いす使用者のうち約75%が、多機能トイレが不足していると感じている^{1,3)}。今後の多機能トイレの整備の方向性として、一般利用者のマナー向上の必要性と、多機能トイレの機能分散を図るなどのトイレ空間の充実の必要性が示されている^{1,3)}。

これを受けて、多機能トイレへの利用集中を緩和するための設備整備事例として、一般トイレへの機能分散が報告されている⁵⁾。具体的には、一般トイレとして広めのトイレを確保し、多機能トイレに集中している機能のうち、たとえばおむつ替えのシートを一般トイレにも設置するなど、一般トイレを含むトイレ全体の利用環境の整備が検討されている⁵⁾。

以上の多機能トイレの整備の経緯には、利用者の範囲の拡大が伴っている。当初は、車いす使用者が利用者として前提されていた「車いす使用者用便所」は多機能化が進み、一般的なトイレを利用することができる人まで使用できるようになってきたのである。この中には、性別分離された一般トイレを利用しにくいと感じた性的マイノリティも含まれていた。

2. 性的マイノリティのトイレ選択の問題

性的マイノリティと位置付けられる人びとを指して、「LGBT」という用語がしばしば用いられる。「LGBT」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の頭文字をとったものである。ただし、性的マイノリティ

と位置付けられる人びとは、この4つの典型的なカテゴリーだけではなく、身体的性と性自認、性的指向などの組み合わせによって多様である⁶⁾。

身体的性とは、性染色体型（男性はXY、女性はXX）、性腺の形態（卵巣・精巣）、外性器の形態（ヴァギナ、ペニス）などの生物学的区別を指す概念である。しかし、身体的性とは、生まれつき決定しているものではなく、社会的なものが介入して認識されていることが近年明らかにされている。生物学的な性別分化の過程には、性染色体だけではなくホルモンが介入していて、「典型的」な男性型、女性型に当てはまらない、「非典型的」なパターンが無数に存在する。それを、男性、女性という二元的性別の観念で理解しているというのである⁷⁾。この議論については承知しているが、本稿では、性的マイノリティが性別分離したトイレを利用しにくいと感じている理由をより鮮明に示すため、身体的性の用語を用いる。なお、性自認とは、自分の性別をどのように認識しているのか、性別についてどのようなアイデンティティをもっているのかを指す概念であり、性的指向とは、性交や性的な事柄に関する行動を指す概念である。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの4つのカテゴリーのうち、レズビアンとは、性自認は女性で性的指向の対象が女性であり、ゲイとは、性自認は男性で性的指向の対象は男性の同性愛者である。バイセクシュアルとは、性自認は男性または女性で、性的指向の対象は女性と男性の両方という両性愛者である。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルがマイノリティなのは、その性的指向がマジョリティとは異なるゆえである。トランスジェンダーとは、身体的性が男性であっても性自認が女性というように、身体的性と性自認が一致しない人を指す。トランスジェンダーがマイノリティなのは、身体的性と性自認にずれがあるためである。

特定非営利活動法人虹色ダイバーシティと株式会社LIXILは、性的マイノリティのトイレ問題に関するWEB調査を行った⁸⁾。この調査では、性的マイノリティを、身体の性別、性的指向、性

自認、性表現の4つの組み合わせから分類している。とくにトランスジェンダーについては、身体の性別と性自認によって、身体の性別が女性で性自認が男性の人をFTM (Female to Male)、身体の性別が男性で性自認が女性をMTF (Male to Female)、性自認が男女の枠にとらわれないXジェンダーの人をFTX (Female to X)、MTX (Male to X)と分類して、調査結果を示している。

この調査によれば、「職場や学校のトイレで利用に困る・ストレスを感じるか」という質問に対して、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル全体では、「常に困る・ストレスを感じる」と答えたのが1.4%、「時々困る・ストレスを感じる」と答えたのは15.1%であり、これらの合計は16.5%だった。これに対し、トランスジェンダー全体では、「常に困る・ストレスを感じる」が24.0%であり、「時々困る・ストレスを感じる」が40.9%であり、合わせて64.9%の人がストレスを感じていた⁸⁾。

この結果は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルなど性的指向がマイノリティである人よりも、身体的性と性自認にずれのあるトランスジェンダーの方がトイレ利用に関してストレスを感じている割合が高いことを示している。

同調査によれば、「職場や学校のトイレ利用で困る・ストレスを感じる理由」として、トランスジェンダー全体の約73%が「周囲の視線が気になる」、約57%が「だれでもトイレ利用時に、障害者や高齢者、子連れの方と遭遇すると気まずい」、約47%が「他の利用者から注意されたり痴漢と思われるか不安」を挙げている⁸⁾。

トランスジェンダーのうち、例えばFTMでは、55.6%が自認する性別のトイレを使用することを希望しながら、実際に自認する性別のトイレを使用しているのは27.4%である。また、MTFの75.2%が自認する性別のトイレを利用することを希望しながら、実際に自認する性別のトイレを利用しているのは35.3%である。トランスジェンダーのトイレ利用には、希望と現実との間に顕著な差がみられる⁸⁾。同調査によれば、FTMの19.4%、MTFの21.6%が「だれでもトイレ」を使用している⁸⁾。

トランスジェンダーの人の中には、外見が自認する性別の特徴と近くはない人もいるため、性的マイノリティの中でもとくにトイレ利用に関してストレスを感じている人が多いと考えられる。性的マイノリティは、一般トイレの利用時には、他の利用者からの視線が気になるという利用しにくさを感じている。そして、他の利用者からの視線を回避するために、性別分離されていない多機能トイレを使用する。しかし、多機能トイレでは、身体に障害のある人や高齢者などから、身体に障害がなさそうなのになぜ使用しているのだろうという視線を向けられてしまう。性的マイノリティは、一般トイレを使用しても多機能トイレを使用してもストレスを感じるというディレンマを抱えている。

3. 欧米における性的マイノリティの障壁に対応したトイレの整備

日本では、前節で述べたように、多機能トイレの利用者の中に性的マイノリティも吸収された。しかし、海外のトイレは、同様に整備されてきたわけではない。

例えば、アメリカのポートランド州立大学で、高等教育における障害学生の支援に関する調査を行った諏訪によれば、同大学の「オールジェンダートイレ (all gender toilet)」は、23の施設に61か所も設置されている⁹⁾。また、諏訪との私信によれば、アメリカでは障害のある人に対しても、男性用、女性用、オールジェンダートイレが整備されている。

諏訪は、学内のピクトグラムについても紹介している。エレベーターに付けられたピクトグラムには、車いす使用者に対応することを示すピクトグラムのほか、視覚障害者、妊婦、子連れ、高齢者などに対応していることを示すピクトグラムも設置されている⁹⁾。同大学には子どものいる学生のためのリソースセンター (Resource Center for Students with Children) があり、子どものいる学生に対する対応も行われ、女性用の授乳室が整備されている⁹⁾。また、男性トイレのピクトグラムには、男性用であることを示すピクトグラ

ムのほか、車いす利用者対応のピクトグラム、おむつ替えのためのベビーシートのピクトグラムも見られる⁹⁾。男性の学生も、子どもの世話をすることが想定されているのである。

アメリカの大学でも、障害のある学生の障壁に対しては、日本と同様にトイレの空間を広くしたり、手すりの付いた洋式便座を設置したりするなど、物理的な対応が行われてきた。一方、性的マイノリティの障壁に対しては、男性用トイレ、女性用トイレの他に「オールジェンダートイレ」を設置することでバリアフリー化を推進し、日本に比べて性的マイノリティの障壁への対応が手厚く行われている。

アメリカにおけるトイレのバリアフリー化には、障害のある人の障壁と性的マイノリティの障壁に対応しようとする2つの基準が並列して働いている。これに対して日本では、障害のある人の障壁を解消することがまず先にあり、多機能トイレの整備の過程で、性的マイノリティが抱える障壁の解消については議論さえされてこなかったと考えられる。男女共用として整備された多機能トイレに性的マイノリティへの対応を吸収した形だが、性的マイノリティも自認する性別のトイレを使用したいという希望をもっていることには答えていない。

また、日本では、男女共用の多機能トイレが多く、男性用の多機能トイレ、女性用の多機能トイレは少ない。男女共用の多機能トイレは、障害のある利用者にとっては、利用者と介助者の性別が異なる場合も一緒に入ることができるという利点がある。しかし、障害のある人たちの中にも、性別に沿った多機能トイレを利用したいと考えている人たちはおり、その人たちの希望には沿っていない。性別に沿った多機能トイレが少ないという状況は、障害者のトイレ利用について性別を重要な基準とはみなしてこなかったことを示しており、性的マイノリティの障壁に対応したトイレを整備してこなかったことと同根の文化的要因が働いている。

次節では、広島大学アクセシビリティセンターが実施した多機能トイレの調査方法とその結果を

示し、大学の学内トイレの特徴を明らかにする。

Ⅲ. 広島大学東広島キャンパスにおける多機能トイレの整備状況

1. 調査の方法

多機能トイレの基礎的環境整備に関する調査は、2019年11月15日から20日にかけて行われた。調査は、アクセシビリティセンターでサポーター、またはインターンとして雇用されている学生5人によって実施された。調査項目は、以下の16項目である。

調査項目：①ピクトグラムの有無、②ピクトグラムの種類、③文字表記の有無、④ドアの開閉の様式、⑤ドアを開いた時の幅、⑥車いす対応の手すりの付いた洋式便座の有無、⑦洋式便座のウォシュレットの有無、⑧オストメイト対応の汚物流しの有無、⑨水石鹸の有無、⑩汚物流しのお湯シャワーの有無、⑪非常ベルの有無、⑫鏡の有無、⑬その他の設備の有無、⑭多機能トイレのそばに一般的な男性トイレ、女性トイレがあるか否か、⑮介助者が入ることのできるスペースの有無、⑯介助者が男女どちらでも入ることができるか否か

学生は、2人一組または3人一組になり、上記の調査項目が記載された調査票をもって現場に行き、観察、調査票の記入を行った。設備とピクトグラムについては、写真撮影も行った。学生5人が調査に参加した時間は、延べ18時間である。

学生が記入した調査表をもとに、アクセシビリティセンター職員である第一執筆者が、エクセルを使用して集計表の作成を行った。確認作業として、集計表に記載した事項と写真データとの承合を行った。作業を通して疑問が生じた箇所については、同執筆者が12月11日から26日の間に現地に行き、確認作業を行った。

2. 多機能トイレの設備と設備に関するピクトグラムの対応関係

調査で確認できた東広島キャンパスの多機能トイレは、74カ所である。74カ所のドアの様式は、

スライド式が47カ所、折りたたみ式が26カ所、ボタン式が1カ所であった。スライド式のドアは軽くスライドする作りになっているが、3カ所のみスライドが重いドアがあった。折りたたみ式のドアは、軽く押すとドアが折りたためるように設計されている。ボタン式のドアは、ボタンを押すとドアがスライドする仕組みである。しかし、ボタンがやや硬く、腕の力が弱い人や手の不自由な人もいることを想定すると、弱い力でも押せるボタンにする必要があると思われる。

ドアを開いたときの幅は、もっとも幅の狭いもので81cm、もっとも幅の広いもので110cmだった。74カ所のうち、54カ所が90cm以上の幅をもっている。車椅子の幅はJIS規格で手動車いすの幅が63cm以下、電動車いすの幅が70cm以下に決まっており、車いす使用者が余裕をもって通るためには80cmから90cmほどの幅を必要とする。国土交通省の「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造および配置に関する基準を定める省令」でも多機能トイレの幅は、出入口の幅は80cm以上とされており¹⁰⁾、今回確認した74カ所のドアの幅は、いずれも十分な幅をもっている。

また、目視での確認だが、いずれの多機能トイレも、車椅子が回転できるスペースや介助者が入ることのできるスペースは確保されている。床もすべりにくく作られ、廊下と多機能トイレの間に段差がある部分にはスロープが設置されている。

表1に、車いす使用者が利用できる手すり付きの洋式便座（以下、洋式便座と記述する）、オストメイト（腹部に人工肛門を造設した人）対応のための汚物流し、ベビーチェア、ベビーシート（おむつ交換用の台）の設置されたトイレの数を示した。一カ所の多機能トイレに複数の設備が併設されている場合は、設備ごとにカウントしたため、ダブルカウントになったトイレがある。そのため、表1に示したトイレの数を合計すると、実際のトイレ数である74を超える。表1には、それぞれの設備について、対応するピクトグラムの設置の有無も合わせて示した。

74カ所の多機能トイレのうち、洋式便座を備え

表1 多機能トイレの設備と設備に関するピクトグラムの対応関係

トイレの中の設備	設備が設置されたトイレ	設備に対応するピクトグラム	
		有り	無し
洋式便座	73	70	3
汚物流し	6	1	5
ベビーチェア	1	0	1
ベビーシート	2	2	0

たトイレは73か所である。汚物流しのあるトイレは6か所、ベビーチェアを備えるトイレは1か所、ベビーシートを備えるトイレは2か所である。ほとんどの多機能トイレに洋式便座が備えられているのに対して、汚物流しやベビーチェアなどを備えるトイレは少なく、広島大学の多機能トイレは、実質的には「車いす使用者用便房」の性格をもっている。

洋式便座が設置された73か所の多機能トイレは、広島大学の本部棟、学部・研究科の研究棟や教育棟、事務棟、保健施設、福利厚生施設、学生生活の支援を行う部署が集まる施設など、学内施設全般に及ぶ。車いすを使用する本学の学生、教職員の必要に対応するために、学内施設全般に整備されている。この73か所のうち、70か所には車いす使用者に対応していることを示すピクトグラム（図1参照）が設置されており、3か所には設置されていない。

この3か所のうち1か所は、以前にはピクトグラムが設置されていたのに落下したか外されたと考えられる枠が残っており、入り口には「身障者

用トイレ」の文字表記がある。もう1か所は、学部研究棟の一般の男性トイレの中にあり、車いすに対応していることを示すピクトグラムはない。入り口には車いすのためのスロープが設置されており、男性の車いす使用者のために整備されたトイレだと考えられる。

また、もう一か所のピクトグラムが掲示されていないトイレは、別の学部研究棟の中にある。このトイレは、車いすを使用する女性の大学生が、研究室配属になるのに合わせて整備された。これ以前、この研究棟には多機能トイレがなかった。研究棟は8階まであり、すべての階に一般の男性トイレ、女性トイレがある。そのうち1か所の女性トイレを改造してその面積を小さくし、空いたスペースに多機能トイレを設置したものである。一般の女性トイレのドアと多機能トイレのドアは別に設置され、それぞれ廊下に面している。当時のことを知る教員によれば、多機能トイレ設置時に使用者が前提されていたために、ピクトグラムの設置に至らなかったのではないかという。本稿の第一執筆者は、この車いすを使用する学生が在学していた当時、同じ研究棟を利用していた。筆者も含め、一般の女性の学生や教員も、多機能トイレも使用していた。スペースが狭くなった一般の女性トイレには様式便座が一つしかなく、利用者が重なることがあった。階を跨げば他の女性トイレを使用することもできたのだが、すぐ近くにあり、広くきれいな多機能トイレを利用することもあった。

汚物流しの設置された6か所の多機能トイレのうち1か所には、オストメイトに対応していることを示すピクトグラムが設置されている。このト



図1 多機能トイレのピクトグラムの例¹¹⁾ (左から、車いす使用者対応、子ども連れ対応、オストメイト対応)

イレは、福利厚生施設に設置されており、洋式便座とベビーチェアも併設されている。他の5か所には、オストメイトに対応することを示すピクトグラムが掲示されていない。このうち4か所は、アクセシビリティセンターも入っている学生生活の支援を行う部署が集まった施設にある。洋式便座が併設され、オストメイトに対応するピクトグラムは掲示されていないものの、車いすに対応していることを示すピクトグラムが掲示されている。学生生活の支援を行う部署が集まった施設であり、学内の施設利用者はもちろん、学外の施設利用者にも配慮し、洋式便座だけではなく汚物流しも設置されているものと考えられる。

オストメイトに対応することを示すピクトグラムが掲示されていないもう1か所のトイレは、学部研究棟にある。トイレが整備された当時のことを知る教員によれば、重度の障害があり、トイレ介助の必要な女性の学生が研究室配属になったときに整備したものだという。学部支援室で確認したところ、多機能トイレとして整備する以前は、一般の男性トイレだった。それを改造して、汚物流しとベッドを設置したトイレである。このトイレの横には一般の女性トイレがあり、この階には男性トイレがない。男性の利用者は、他の階の男性トイレを利用していると考えられる。

ベビーシートが設置された2か所の多機能トイレは、本部棟と福利厚生施設にある。外部から来校する人が子ども連れであることも想定され、設置されているものと考えられる。2か所とも洋式便座と併設されており、車いす対応のピクトグラムとベビーシートがあることを示すピクトグラムが掲示されている。

この他、図書館、学部教育棟などの4か所に、車いす対応のピクトグラムの他に、子ども連れ対応、お年寄り対応のピクトグラムと、「どなたでもご自由にお使い下さい」の文字が掲示されたトイレがある。しかし、この4か所とも、設置されているのは洋式便座のみで、ベビーシートやベビーチェア、高齢者が座るためのシートなどは設置されていない。子ども連れや高齢者が学内に少ないために、ピクトグラムを見て入ってみたら期

待した設備は設置されていなかったという問題はあまり起こっていないのかもしれないが、設備に対応したピクトグラムに変更した方が分かりやすいと思われた。

以上から、広島大学の多機能トイレは、洋式便座だけが設置されたところが多く、実質的には「車いす使用者用便房」として整備されていることが分かった。汚物流しは、福利厚生施設や学生支援を行う部署が集まる施設など、オストメイトが利用する可能性の高い施設に設置されていた。また、学外からの来校者も多いと考えられる施設には、洋式便座以外に、汚物流しやベビーチェア、ベビーベッドなども設置されていた。以上のような基本的な整備がなされた上で、特別なニーズをもった学生が研究室配属になった時など、必要に応じて個別の整備が行われてきたことが明らかになった。

ピクトグラムの掲示については、必ずしも設置された設備と一致している訳ではないことが明らかになった。広島大学として、ピクトグラムの設置に明確な基準が定められているわけではない。特別な事情がある場合には柔軟な対応も可能だが、利用者にとって分かりにくい状況が生じているときには変更の必要がある。設備とピクトグラムの一致・不一致の関係を定期的に点検し、利用者として考えられる在学生の分布と比較するなど、調整を続けていく必要があると考えられた。

多機能トイレを一般の学生や教職員も使用しているという状況は、学内でも観察された。多機能トイレへの利用者の集中をふせぐためには、たとえば、ある設備における多機能トイレと一般トイレの位置関係や、一般トイレを何人が同時に使用することができるのかなども調べなければならない。車いす使用者等の多機能トイレを必要とする学生や教職員の人数ばかりではなく、その他の学生や教職員にとっても一般トイレの数が十分なのかを把握しなければならない。

3. 性別分離による性的マイノリティの障壁と多機能トイレの利用

表2は、多機能トイレに設置された性別を示す

表2 性別を示すピクトグラムの整備状況

性別を示すピクトグラム	性別を示すピクトグラムが設置されたトイレ	一般的な男性トイレ・女性トイレとの位置関係		
		男性トイレ・女性トイレの大体そ中間に位置する／男性トイレ・女性トイレの近くに位置する	男性トイレの中に設置されている／男性トイレに向かう通路に設置されている／男性トイレの近くに位置する	女性トイレの中に設置されている／女性トイレに向かう通路に設置されている／女性トイレの近くに設置されている
男性用	8	3	5	0
女性用	5	3	0	2
男女共用	3	2	0	1
なし	58	54	2	2
合計	74	62	7	5

ピクトグラムについてまとめたものである。男性用であることを示すピクトグラムが掲示された多機能トイレは8か所、女性用のピクトグラムが掲示されているのは5か所、男女共用であることが掲示されているのは3か所である。また、性別に関するピクトグラムが掲示されていないのは58か所である。図2は、男女共用であることを示すピクトグラムで、JIS規格のものである。

男性のピクトグラムが設置された8か所のうち3か所と、女性のピクトグラムが掲示された5か所のうち3か所は、ともにアクセシビリティセンターのある学生生活支援の部署が集まる施設に設置されている。施設は4階まであり、このうち3つの階に、男性用の多目的トイレと女性用の多目的トイレが向かい合い、その間に一般の男性用、

女性用トイレが設置されている。多目的トイレにはそれぞれ、洋式便座と汚物流しが設置されている。使用者は、障害の有無と性別でトイレを選択することになる。多機能トイレについては、障害のない職員も使用していることをアクセシビリティセンターでは確認している。

男性用のピクトグラムが掲示された8か所のうち5か所は、一般の男性トイレの近くや中に設置されている。内訳を示すと、3か所は一般の男性トイレの中に、2か所は男性トイレに向かう通路に設置されている。通路の奥まったところに男性トイレがあり、その手前に多機能トイレがある。また、女性用のピクトグラムが掲示された5か所のうち1か所は、一般の女性トイレの中にあり、もう1か所は一般の女性トイレに向かう通路に設置されている。

これらの男女別の多機能トイレには、性別が明確に示されている。利用者は、性別と障害の有無によって、使用するトイレを決めることになる。障害のある学生の中でも性別による多機能トイレの区別を希望する学生にとっては利用しやすい作りとなっている。一方で、性的マイノリティの学生が性別分離されていないトイレを使用したいと思っている場合には、一般トイレと同様に使いにくいトイレになっている。

男女共用のピクトグラムが掲示されたトイレは3か所のみである。このうち2か所は、一般の男

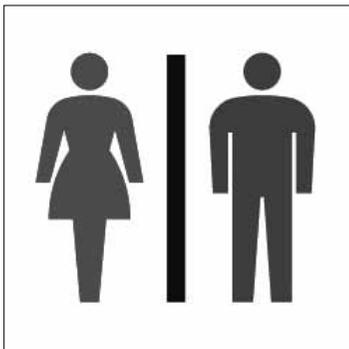


図2 男女共用を示すピクトグラム¹¹⁾

性トイレと女性トイレの近くにある。1か所は、女性トイレのそばにある。性的マイノリティの当事者から、多機能トイレが男女共用だとしても、どちらか一方の性別の一般トイレのそばにあるときには使用しにくいことがあるという意見も寄せられており、このようなトイレが相当すると考えられる。

また、性別に関するピクトグラムが設置されていない多機能トイレは、74か所中58か所と多かった。そのうち54か所が、一般の男性トイレと女性トイレのほぼ中間に設置されている。このような多機能トイレの前に実際に行くと、男性トイレと女性トイレのほぼ中間にあるという位置から、多機能トイレが性別を問わずに利用できることを理解できる。58か所のうち2か所は一般の男性トイレに近く、女性トイレはそばにない。また、他の1か所は一般の女性トイレに近く、もう1か所は一般の女性更衣室とトイレに近い。性的マイノリティの当事者によれば、男性トイレの近くにある多機能トイレは男性用、女性トイレの近くにある多機能トイレは女性用のように感じてしまい、一般トイレに出入りする人の視線が気になってしまうという。性的マイノリティの当事者の一部の意見であり、すべての当事者が同じように感じているとは限らないが、多機能トイレを使用することができる人の性別の認識には、一般トイレとの位置関係が作用していることが分かる。

性別に関するピクトグラムのない多機能トイレと男女共用であることを示すピクトグラムが掲示されたトイレは61か所であり、全体の82.4%にも上る。男性用の多目的トイレは8か所、女性用の多目的トイレは5か所であり、性別が明確に示された多機能トイレは全体の17.6%にすぎない。性別分離された多機能トイレも少ないながら本学に存在する点は、障害のある学生にとっても性別分離された多機能トイレが必要であることが考慮された結果だと考えられる。しかし、全体としては、性別分離されていない多機能トイレがはるかに多い。これには、日本のトイレのバリアフリー化に、障害の有無が基準としてまず働き、性別の基準が働いてこなかったという文化的背景が影響してい

ると考えられる。

また、本学の学内トイレの性別を表すピクトグラムは、男性用であることを示すピクトグラムと女性用であることを示すピクトグラムばかりで、男女共用も、この2つのピクトグラムを使って表されている。典型的な男性、女性という性別が前提となっており、その2つを組み合わせることによって、典型的な男性、女性ではない人の性別までも扱おうとする方向性がある。これに対して、欧米の「オールジェンダートイレ」は、「オールジェンダー」とすることで、男性、女性のほかに、FTMやMTF、その他無数のすべての性を横並びに示し、それぞれの性別のあり方を尊重しようという方向性があると考えられる。

IV. 多様な学生の学内トイレの利用のために

本稿では、障害をもつ学生と性的マイノリティの学生を中心に、多様な学生の学内トイレの利用について考えてきた。本学の多機能トイレは、実質的には「車いす使用者用便房」であり、福利厚生施設や学生生活を支援する部署が入った施設では多機能に整備されていた。この整備がなされた上で、特別なニーズをもつ学生が入ってきたときに、そのニーズに合わせた整備が行われてきたことを明らかにした。また、本学の学内トイレの整備にも、日本の多機能トイレの整備に働いてきた障害の有無という基準がまず働き、性別という基準の働きは弱かったことを明らかにした。本節では最後に、障害のある学生と性的マイノリティの学生を含む多様な学生が学内トイレを気持ちよく利用するためには、どのような基礎的環境の整備が必要なのかを検討したい。

学内の多機能トイレという限られた場に、障害のある学生と性的マイノリティの学生を含む多様な学生が集中するという問題を解決するためには、障壁の種類に対応した様々なトイレを整備することで利用者を分散する必要があると考えられる。調査を実施する中で気が付いたのは、多機能トイレが階ごとに設置されていても、一棟まるごと同じ仕様になっている棟があるということだっ

た。障害のある学生や性的マイノリティの学生の分布を調べ、それぞれの棟にどのような多機能トイレが設置されるのが適当なのかをきめ細やかに考えていく必要がある。一棟の複数階に多機能トイレがある場合には、階によってタイプの異なる多機能トイレとすることも可能である。

きめ細かい対応をするためには、障害のある学生や性的マイノリティの分布、また、彼らと利用するトイレが重なる可能性のある一般の学生や教職員の数の把握が必要になる。しかし、性的マイノリティについてはカミングアウトしていない場合があり、ニーズの把握は困難が予想される。2020年4月から「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン」が適用されるのに合わせて、学内には性的マイノリティの相談窓口が設置される。その相談窓口や各学部支援室、ハラスメント相談室、保健管理センター、アクセシビリティセンター、設備を担当する部署等の連携によって、学内のどの学部、その研究科に、どのような密度で性的マイノリティや障害のある学生がいるのか把握につとめ、対応したトイレをどこに設置すべきなのかを検討されなければならない。設備の物理的変更には予算が多くかかることも予想され、場合によってはピクトグラムを変更するだけでも、利用者を整理できるのではないかと考えられる。

なお、「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン」の検討過程で、性的マイノリティに対応したトイレを設置する場合、一見して性的マイノリティ対応のトイレだと分かってしまうようなピクトグラムを設置するのは避けた方が良いのではないかという意見が出た。性的マイノリティ対応のトイレであることを明確に示すピクトグラムは、そこに入る人が性的マイノリティであることを周囲の人に示してしまう。性的マイノリティにとっても、入りにくくなってしまおうと考えられる。性的マイノリティに対して本人の了解を得ずに、公には伏せている性的指向や性同一性を暴露することをアウティングというが、性的マイノリティ対応であることを明確に示すピクトグラムは、トイレに入る人を性的マイノリティであると

周囲に示してしまい、まるでアウティングをしているように機能すると考えられる。

アウティングを避けて性的マイノリティの利用に配慮したトイレを設置するためには、「オールジェンダートイレ」とするのが良いのか、これまでのように男女共用トイレとするのが良いのか、今後は検討されなければならない。「オールジェンダー」とは、文字通りオールジェンダーであり性的マイノリティばかりではなく典型的な男性も女性も含まれるのだという理解が大切である。この理解が学生や教職員にあるならば、抵抗なく「オールジェンダートイレ」は受け入れられるのではないかと考える。一方、従来通り、男女共用のピクトグラムの掲示で対応する場合には抵抗は生じない。ただし、男女共用のピクトグラムで済ませるという方法には、前述したように典型的な男性と女性を前提とし、性的マイノリティの自認する性別というものを必ずしも尊重しているわけではないという文化的バイアスが潜んでいる。

文 献

- 1) 国土交通省総合政策局安心生活政策課, 多機能トイレへの利用集中の実態調査と今後の方向性について—多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書のとりまとめ— (Press Release), 平成24年4月24日, 2012.
- 2) 国土交通省, 高齢者, 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律, 平成6年6月施行, 1996.
- 3) 国土交通省総合政策局安心生活政策課, 多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書, 平成24年3月, 2012.
- 4) 国土交通省, 高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律, 平成18年12月施行, 2006.
- 5) 鈴木圭一・沼尻恵子, 多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究, JICE REPORT vol.21, 2012.
- 6) 独立行政法人日本学生支援機構: 大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増

- 進にむけて, 教職員向け 理解・啓発資料, 平成30年12月, 2018.
- 7) 加藤秀一, 2006, 『知らないと恥ずかしいジェンダー入門』朝日新聞社.
- 8) 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ, 株式会社 LIXIL, 性的マイノリティのトイレ問題に関する WEB 調査結果, 報告会実施日: 2016年4月4日 (2016年11月18日資料改訂).
- 9) Suwa Haruna, Initiative and Efforts on Diversity and Inclusion in U.S. Higher Educational Settings: Focusing on Disability Services at Portland State University, 2019,(文部科学省国際教育交流担当職員長期研修プログラム (LEAP) によって実施された調査のレポート, 著者の厚意により参照させていただいた).
- 10) 国土交通省, 高齢者, 障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造および配置に関する基準を定める省令, 平成十八年十二月十五日, 国土交通省令第百十四号, 2006.
- 11) JIS 規格ピクトグラム, <https://kanbanmaker.com/pictsign/category/jis/> (2020年3月4日アクセス).